

生乳需給改善促進事業実施要領

令和2年5月25日付け2農畜機第1158号承認

令和2年5月25日付け2農乳協発第27号制定

一部改正 令和2年11月17日付け2農畜機第4457号承認

一部改正 令和2年11月18日付け2農乳協発第80号改正

新型コロナウイルス感染拡大によるインバウンドの減少やイベント・外出の自粛等により、業務用を中心に牛乳乳製品の需要が大きく減少している。それに伴い、生乳を脱脂粉乳・バター用に仕向けることで需給調整が行われているが、過剰生産となっている脱脂粉乳の在庫数量が高水準にあるため、今後、需給調整が困難になるおそれがある。

このため、全国農協乳業協会（以下「協会」という。）は、生乳需給改善促進事業実施要綱（令和2年4月17日付け2農畜機第410号。以下「要綱」という。）第2の規定に基づき独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）の補助を受けて、畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第2条第4項第1号イに規定する乳業を行う者（以下「乳業者」という。）が脱脂粉乳及び全粉乳（以下「粉乳等」という。）を飼料用等へ用途変更等することによる価格差に相当する額を交付することとし、これにより生乳の需給調整機能を維持する体制を整え、もって酪農乳業の経営継続に資するものとする。

この事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、「畜産産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号一1）及び「畜産産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）に定めるもののほか、要綱及びこの要領に定めるところによる。

第1 事業の内容

協会は、生乳の需給調整機能を維持するために、乳業者が粉乳等を飼料用等に活用することにより生じる価格差に相当する額について支援する。

第2 事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和2年度とする。

第3 事業の要件等

1 対象となる粉乳等及びその数量

第1の事業の対象となる粉乳等及びその数量は、乳業者が製造した粉乳等であって、飼料用として販売したもの又は業務用輸入調製品の置換として販売若しくは活用（以下「販売等」という。）したものとす。

2 価格差に相当する額

第1の乳業者が粉乳等を飼料用等への用途変更等することにより生じる価格差に相当する額は、別表に掲げるとおりとする。

第4 協会の補助

協会は、予算の範囲内において、別表に掲げる補助対象経費及び補助率により、乳業者が第1に規定する事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

第5 補助金交付の手続等

1 補助金の交付申請

乳業者は、補助金の交付を受けようとする場合は、事業実施計画を作成し、協会会長（以下「会長」という。）が別に定める期日までに、別紙様式第1号の生乳需給改善促進事業補助金交付申請書（以下「補助金交付申請書」という。）を会長に提出するものとする。

2 事業の変更承認申請

乳業者は、補助金の交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第2号の生乳需給改善促進事業補助金交付変更承認申請書を会長に提出するものとする。

(1) 事業の中止又は廃止

(2) 事業費の30パーセントを超える増減

(3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

3 補助金の概算払

(1) 会長は、この事業の円滑な実施を図るために必要と認めた場合は、交付決定額を限度として補助金を概算払することができるものとする。

(2) 乳業者は、補助金の概算払請求をしようとする場合は、別紙様式第3号の生乳需給改善促進事業補助金概算払請求書を会長に提出するものとする。

4 事業の実績報告

乳業者は、事業を完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに別紙様式第4号の生乳需給改善促進事業実績報告書（以下「実績報告書」という。）を会長に提出するものとする。

5 飼料用への用途変更状況の報告

乳業者は、第1の事業により粉乳等を飼料用として販売し、令和3年度以降に需要者が別の需要者へ当該粉乳等を販売する場合、別の需要者への販売が完了するまでの間、各四半期末の翌々月の20日までに、別紙様式第5号の生乳需給改善促進事業飼料用用途変更状況報告書により、四半期ごとの販売状況を会長に報告するものとする。

6 業務用輸入調製品との置換状況の報告

乳業者は、第1の事業により粉乳等を業務用輸入調製品の置換として販売等した日から置換が完了するまでの間、次に定める期日までに、別紙様式第6号の生乳需給改善促進事業粉乳等置換状況報告書により、その置換状況を会長に報告するものとする。

(1) 令和2年度の置換分 令和3年5月20日

(2) 令和3年度の置換分 各四半期末の翌々月の20日

(3) 令和4年度以降の置換分 各月末の翌々月の20日

第6 事業の推進指導

乳業者は、協会の指導の下、都道府県、関係団体等との連携に努め、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

第7 消費税及び地方消費税の取扱い

1 補助金交付申請書提出時の取扱い

乳業者は、会長に対して補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

2 事業実績等の報告時の取扱い

乳業者は、1のただし書により申請をした場合において、実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 消費税等相当額が確定した場合の取扱い

乳業者は、1のただし書により申請をした場合において、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第7号の生乳需給改善促進事業

に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに会長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を協会に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又は消費税等相当額がない場合であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月20日までに、同様式により会長に報告しなければならない。

第8 帳簿等の整備保管等

1 帳簿の整備保管

乳業者は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとする。ただし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

2 事業実施状況の聴取等

会長は、この要領に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について必要に応じ、乳業者に対し調査し又は報告を求めることができるものとする。

第9 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、会長が別に定めるものとする。

附 則（令和2年5月25日付け2農乳協発第27号）

この要領は、令和2年5月25日から施行する。

附 則（令和2年11月18日付け2農乳協発第80号）

この要領の改正は、機構理事長の承認のあった日から施行する。

別表

事業の種類	補助対象経費	補助率
用途変更等価格差対策	乳業者等が粉乳等を飼料用として需要者へ販売した場合又は業務用輸入調製品の置換として販売又は活用した際に生じる価格差に相当する額	定額 ただし、第3の1の対象となる粉乳等1キログラム当たり、飼料用に販売した場合は315円、業務用輸入調製品との置換として販売又は活用した場合は280円以内とする。

別紙様式第1号

令和 年度生乳需給改善促進事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

全国農協乳業協会
会長 ○○ ○○ 殿

住 所
団体名
代表者氏名 印

令和 年度において生乳需給改善促進事業を下記のとおり実施したいので、生乳需給改善促進事業実施要領第5の1の規定に基づき、補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
別紙様式第1号の別添のとおり
- 3 事業に要する経費及び負担区分

(単位：円)

区分	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他	
用途変更等価格差対策				
合計				

(注) 事業の一部を委託して実施する場合は、区分ごとに事業費の欄にその委託費の額を括弧書きで記載するとともに、その委託先を備考の欄に記載すること。

4 事業実施期間

- (1) 事業着手年月日 年 月 日
(2) 事業完了予定年月日 年 月 日

5 添付書類

- (1) 定款
(2) 最近時点の業務報告書及び業務計画書

別紙様式第 1 号の別添

令和 年度生乳需給改善促進事業実施計画

用途変更等価格差対策

(単位 : kg、円)

変更前 用途	変更後 用途等	販売先飼料会社 等	対象となる粉乳等の数量 ①	価格差に相当する額 ②	事業費 (機構補助金) (③=①×②)	備考

(注 1) 乳業者等内で輸入調製品と置換える場合にあつては、販売先飼料会社等の欄に、自社内置換と記載すること。

(注 2) ②の価格差に相当する額は、飼料用に販売した場合は 315 円、業務用輸入調製品と置換として販売又は活用をした場合は 280 円以内とすること。

(注 3) 備考欄には、購入元の乳業者等名を記載すること。なお、対象となる粉乳等が全粉乳の場合にあつては、その旨を備考欄に記載すること。

別紙様式第2号

令和 年度生乳需給改善促進事業補助金交付変更承認申請書

番 号
年 月 日

全国農協乳業協会
会長 ○○ ○○ 殿

住 所
団体名
代表者氏名 印

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった生乳需給改善促進事業の実施について、下記のとおり変更したいので承認されたく、生乳需給改善促進事業実施要領第5の2の規定に基づき申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 事業の内容
- 3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(注) 2及び3については別紙様式第1号に準じ、変更部分が容易に対照できるよう二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に、変更後をその下段に記載すること。

別紙様式第3号

令和 年度生乳需給改善促進事業補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

全国農協乳業協会
会長 ○○ ○○ 殿

住 所
団体名
代表者氏名
印

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった生乳需給改善促進事業について、下記のとおり金 円を概算払により交付されたく、生乳需給改善促進事業実施要領第5の3の(2)の規定に基づき申請します。

記

1 概算払請求額

区分	交付決定		事業費遂行状況 (年 月 日現在)			既概算払受領額 ⑤	今回概算払請求額 ⑥	年 月 日迄予定出来高 (⑤+⑥) /②	残額 ②-⑤ -⑥
	事業費 ①	機構補助金 ②	事業費 ③	機構補助金 ④	事業費出来高 ③/①= ④				
	円	円	円	円	%	円	円	%	円
合計									

(注) それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業の実施状況が明らかとなる書類を添付すること。

2 振込先金融機関名等

金融機関名 ○○○銀行 ○○○支店
預金種類 ○○預金
口座番号
口座名義

別紙様式第4号

令和 年度生乳需給改善促進事業実績報告書

番 号
年 月 日

全国農協乳業協会
会長 ○○ ○○ 殿

住 所
団体名
代表者氏名
印

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった生乳需給改善促進事業について、下記のとおり実施したので、生乳需給改善促進事業実施要領第5の4の規定に基づき、関係書類を添えてその実績を報告します。
なお、併せて精算額 円を支払われたく請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「生乳需給改善促進事業実績報告書」のとおり

(注) 別紙様式第1号の別添に準じて作成すること。なお、飼料用販売や輸入調製品との置換を確認できる証拠書類を添付すること。

3 事業に要した経費及び負担区分

(注) 別紙様式第1号の記の3に準じて作成すること。

4 事業に係る精算額

(単位：円)

交付決定額	確定額	概算払受領額	精算払請求額

5 事業実施期間

(1) 事業着手年月日 年 月 日

(2) 事業完了年月日 年 月 日

6 振込先金融機関名等

金融機関名	〇〇〇銀行	〇〇〇支店
預金種類	〇〇預金	
口座番号		
口座名義		

別紙様式第5号

令和 年度生乳需給改善促進事業飼料用用途変更状況報告書

番 号
年 月 日

全国農協乳業協会
会長 ○○ ○○ 殿

住 所
団体名
代表者氏名 印

令和 年度における生乳需給改善促進事業について、下記のとおり実施したので、生乳需給改善促進事業実施要領第5の5の規定に基づきその飼料用用途変更状況を下記のとおり報告します。

記

令和 年 月期飼料用用途変更遂行状況

(単位：kg)

需要者名	事業対象数量 ①	自社飼料用用途変更数量②	別の需要者名	既販売数量 ③	当期販売数量 ④	残販売数量①-② -③-④
合計						

(注) 需要者が別の需要者に販売した粉乳等の数量を確認できる書類を添付すること。

令和 年度生乳需給改善促進事業粉乳等置換状況報告書

番 号
年 月 日

全国農協乳業協会
会長 ○○ ○○ 殿

住 所
団体名
代表者氏名 印

令和 年度における生乳需給改善促進事業について、下記のとおり実施したので、生乳需給改善促進事業実施要領第5の6の規定に基づきその置換状況を下記のとおり報告します。

記

1 令和 年 月期置換数量

(単位：kg)

関税率 番号	粉乳等割合 (%)	置換業務用輸			置換粉乳等数 量
		入調製品名	数量	うち粉乳等数量	
合計					

(注1) 置換の対象となる業務用輸入調製品名の欄には、置換前に使用する予定であった業務用輸入調製品の品名を記載すること。

(注2) 置換の対象となる粉乳等数量の欄には、販売若しくは活用した粉乳等について記載し、置換した数量、ロットナンバー、用途、完成品名及び原材料名、製造日等の事実を確認できる書類を添付すること。

(注3) 置換の対象となる業務用輸入調製品については、利用実績等の置換の事実を確認できる書類を添付すること。

2 置換遂行状況

(単位：kg、円)

事業対象数量 ①	既補助金受領 額	既置換数量 ②	当期置換数量 ③	残置換数量 ① - ② - ③

別紙様式第7号

令和 年度生乳需給改善促進事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

全国農協乳業協会
会長 ○○ ○○ 殿

住 所
団体名
代表者（役職/氏名） 印

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった令和 年度生乳需給改善促進事業補助金について、生乳需給改善促進事業実施要領第7の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

（なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 円を返還します。（返還がある場合、記載すること））

- | | | |
|---|---|---|
| 1 補助金適正化法第15条の補助金の額の確定額（令和 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、乳業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）

- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・乳業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、乳業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・乳業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料